

## 特定工程及び特定工程後の工程

No.	建築物の構造等		特定工程	特定工程後の工程
1	木造		屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法にあっては耐力壁の工事）	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根葺き工事を除く）及び内装工事
2	鉄骨造		1階の鉄骨その他構造部材の建て方の工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆及び内外装工事
3	鉄骨鉄筋 コンクリート造	地階を除く 階数が1	1階の鉄骨その他構造部材の建て方の工事	屋根及びはり（基礎ばりを除く）のコンクリート打ち込み工事
		地階を除く 階数が2以上		2階のはり及び床のコンクリート打ち込み工事
4	鉄筋 コンクリート造	地階を除く 階数が1	屋根及びはり（基礎ばりを除く）の配筋工事	屋根及びはり（基礎ばりを除く）のコンクリート打ち込み工事
		地階を除く 階数が2以上	2階のはり及び床の配筋工事	2階のはり及び床のコンクリート打ち込み工事
5	1から4までに 掲げる構造以外のもの	地階を除く 階数が1	屋根版の取付け工事	構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎ぐいを除く。）を覆う内外装工事
		地階を除く 階数が2以上	2階の床版の取付け工事	

### 【注意】

- ・ 法第7条の3第6項の政令で定める工程を除き、既存建築物の全部又は一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装の工事を特定工程後の工程とします。
- ・ 階数が3以上である共同住宅（2階の床及びはりに鉄筋を配置する工事のもの）については、建築基準法にて特定工程となります。